

○土地改良区設立状況等調査について（昭和32年5月31日付け32地局第4002号（管）農林省農地局長通知）の一部改正新旧対照条文  
（下線の部分が変更部分）

改正後	現行（最終改正：平成23年12月20日付け23農振第2096号農林水産省農村振興局長通知）
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良区設立状況等調査要領</b></p> <p>1 調査の内容及び方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地改良事業施行状況</p> <p>調査の時点の属する年度における都道府県、土地改良区、農業協同組合、市町村等が行う土地改良事業(国が実施するものを除く。)の着手及び完了の状況を調査するものとする。調査は、別記様式第13号及び第14号により行うものとし、様式第13号については都道府県が、様式第14号については地方農政局が、それぞれ作成するものとする。</p> <p>なお、土地改良事業の着手及び完了は、それぞれ次に定めるときにあったものとする。</p> <p>ア 着手</p> <p>法第87条第8項に定めるとき(法第96条の2第7項で準用する場合を含む。)又は<u>法第113条の3第1項</u>の届出があったとき</p> <p>イ 完了</p> <p>(ア) <u>法第113条の3第2項</u>又は第3項の公告があったとき</p> <p>(イ) (略)</p> <p>別記</p> <p>I 土地改良区設立状況 (様式第1号)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注) 1～5 (略)</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良区設立状況等調査要領</b></p> <p>1 調査の内容及び方法</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 土地改良事業施行状況</p> <p>調査の時点の属する年度における都道府県、土地改良区、農業協同組合、市町村等が行う土地改良事業(国が実施するものを除く。)の着手及び完了の状況を調査するものとする。調査は、別記様式第13号及び第14号により行うものとし、様式第13号については都道府県が、様式第14号については地方農政局が、それぞれ作成するものとする。</p> <p>なお、土地改良事業の着手及び完了は、それぞれ次に定めるときにあったものとする。</p> <p>ア 着手</p> <p>法第87条第8項に定めるとき(法第96条の2第7項で準用する場合を含む。)又は<u>法第113条の2第1項</u>の届出があったとき</p> <p>イ 完了</p> <p>(ア) <u>法第113条の2第2項</u>又は第3項の公告があったとき</p> <p>(イ) (略)</p> <p>別記</p> <p>I 土地改良区設立状況 (様式第1号)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(注) 1～5 (略)</p>

6 国営事業等関連

(1) 次により、それぞれの事業の負担団体又は造成施設の管理団体となっている場合に「国」、「県」及び「機」を記載する。

①・② (略)

③ 「機」：機構営等事業（独立行政法人水資源機構（旧水資源開発公団を含む。）及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（旧独立行政法人森林総合研究所及び旧緑資源公団を含む。））

(2) (略)

7～8 (略)

6 国営事業等関連

(1) 次により、それぞれの事業の負担団体又は造成施設の管理団体となっている場合に「国」、「県」及び「機」を記載する。

①・② (略)

③ 「機」：機構営等事業（独立行政法人水資源機構（旧水資源開発公団を含む。）及び独立行政法人森林総合研究所（旧緑資源公団を含む。））

(2) (略)

7～8 (略)